

- 八幡製鐵所石灰石運搬船々頭運賃値上運動
- 一、名 稱 日本製鐵株式會社八幡製鐵所
 - 二、所 在 地 八幡市枝光
 - 三、事 業 主 請負者 株式會社末松商店 外三名
 - 四、事業の種類 石灰石並苦灰石海上運搬
 - 五、從 業 者 帆船七十二隻（備船）
 （末松商店三八隻、梅崎牧太郎一八隻、外二名各八隻）
 - 六、發生年月日 昭和十年四月一日
 兼組船頭（一隻に附三名乃至四名）
 - 七、解決年月日 昭和十年四月十九日
 - 八、運賃値上要求事情
 八幡製鐵所に使用する石灰石並に苦灰石は請負業者末松商店外

三名に依り企救郡松ヶ江村採石場より海路運搬するものにして毎年（四月より翌年三月に至る）製鐵所との間に請負契約協定しつつあり。石船々頭側に於ては今年度請負契約更新の機會に海運界の活況を理由として運賃値上の要求をなすこととなり、四月一日船頭代表者十名は八幡市黒崎所在末松商店に對し運搬賃一率に噸當り拾五錢の値上要求をなしたのである。

因に一隻の一ヶ月就航度數は大体三四にして積載量は八十噸乃至百噸なり。而して現在の運賃は

門司	八幡間	噸當り	四拾八錢
恒見	八幡間		五拾參錢

九、經過並解決狀況
 請負者側にありては四月の納入契約更新に當り、船頭側の要求を參酌して納入單價の値上を製鐵所に歎願したるも容認されな